

## 北上市在宅医療介護連携推進協議会設置運営要領の一部改正について

## 岩手県保健医療計画(R6～R11)

## 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的を開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。



## 北上市在宅医療介護連携推進協議会設置運営要領

第3 協議会は、次に掲げる関係機関・団体等(以下「関係者」という。)をもって構成し、別表のとおりとする。

- (5) その他医療と介護の連携に必要と認められる機関・団体等

## 別表に以下の2つを加えるもの

	関係機関・団体等	備考
1	北上市自立支援協議会	団体の長又は医療介護連携担当者
2	北上市福祉部障がい福祉課	課等の長及び医療介護連携担当者

※ 施行日は令和6年4月1日